

静岡県告示第226号

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
別表			別表		
補助の対象		補助率（額）	補助の対象		補助率（額）
補助対象経費	補助基準額		補助対象経費	補助基準額	
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,000千円</u>	(略)	訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,200千円</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。